

提出された質疑について、次のとおり回答します。

番号	書類名	該当ページ	質問内容	回答
1	実施要項	5	7.工事請負契約までの過程(8)について、あくまで特許技術を使用した技術提案が採用された場合においてのみ建築工事施工予定者が設計協力をし、設計責任を負うということであり、その他の技術提案が採用された場合の設計責任は設計者が負うという認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。 別紙2パートナーシップ協定書(案)第3条2に記載のとおり、施工予定者が関与し計画通知上のその他の設計者となった場合を除き、完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとなります。
2	別紙(3)		業務内容6・実施設計図書について、建築工事施工予定者の欄に協力の記載がありますが、あくまで作成協力であり、技術提案及びVE提案等を反映させる場合の実施設計図書の変更については設計者が主体で対応し、建築工事施工予定者は助言、変更内容について確認する程度との認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。 実施設計図書の作成及び変更は設計者が主体となって行うものであり、建築工事施工予定者は技術提案やVE提案等に係る助言、情報提供及び変更内容の確認を行うものとなります。 ただし、建築工事施工予定者は、技術協力業務において提案した内容を設計者が実施設計図書へ反映するに当たり、提案内容の根拠資料、技術資料その他必要な情報を提供するものとなります。
3	実施要項	8	10.参加資格要件(15)および(16)について、「複合用途建築物の場合は、同種の用途に供する部分の床面積が20,000㎡以上のも、類似の用途に供する部分の床面積が30,000㎡以上のもに限る。」とあります。当該建物における共用部は建物を成り立たせるために必要な空間と捉え、床面積に含めてもよろしいでしょうか。尚、床面積に含める共用部の面積につきまは、共用部を除く全体面積のうち、同種もしくは類似の用途に供する部分の床面積の割合にて共用部の面積を乗すること(面積按分)を想定しております。	ご理解のとおりです。 複合用途建築物における共用部については、当該建築物を構成するために必要な部分として床面積に含めることを可能とします。なお、同種又は類似の用途に供する部分に係る共用部の面積については、当該用途部分の床面積割合により共用部面積を按分して算定して差し支えありません。この場合、算定方法及び算定結果を確認できる資料を提出してください。
4	実施要項	8	10.参加資格要件(16)および(17)について、監理技術者もしくは主任技術者として従事した経験を有することが求められていますが、民間工事等において選任が必須である監理技術者のみを選任している場合がございます。この場合当該工事において、技術者として専任されており、主任技術者の要件を満たしている技術者については、「主任技術者として従事した経験」同等を有していると捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本要件において主任技術者としての経験を認めている趣旨は、公共工事における共同企業体(JV)の構成員が配置する主任技術者が担う施工管理能力を評価するものです。 そのため、民間工事等において監理技術者のみを選任した場合であっても、当該工事において主任技術者となるために必要な資格要件等を満たした技術者として従事し、工事内容、規模及び主任技術者が担う施工管理業務に従事した状況が資料により確認できる場合は、「主任技術者として従事した経験」を有するものとして取り扱います。なお、確認に必要な事項が提出資料のみでは不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
5	実施要項	10	II.参加申込 1.参加資格確認(1)提出書類について、⑧秘密保持に関する誓約書は基本設計図書等資料の貸与に際して、提出しておりますが、JV組成後に改めて共同企業体名で再提出が必要でしょうか。	⑧秘密保持に関する誓約書については、基本設計図書等資料の貸与に際して提出済みの場合、共同企業体(JV)結成後に改めて共同企業体名で提出する必要はありません。
6	実施要項	19	6.リスク負担・分担 No.13「物価の変動」について、分担比率は協議によるとありますが、実勢価格を反映した協議が前提であるとの認識でよろしいでしょうか。	6. リスク負担・分担表No.13「物価の変動」に係る協議については、実勢価格を適切に反映することを前提とするものとします。 変動率の確認は、原則として、一般財団法人建設物価調査会が公表する建築費指数及び建設資材物価指数並びに国土交通省が公表する公共工事設計労務単価その他の公的統計資料等の客観的指標に基づき行うものとします。 ただし、設備機器又は特定資材等について、公表されている指数のみでは実際の市場価格の変動を適切に反映できない場合は、メーカーの価格改定通知書、流通価格資料、協力会社の見積書その他発注者が妥当と認める客観的資料により確認できるものとします。 また、協議に当たっては、市場価格の動向に加え、公共工事設計労務単価や資材単価等の公共工事積算基準との整合性を踏まえ、具体的な協議方法、採用する指標及び対象範囲等について、対象工事の特性や社会経済情勢を勘案し、発注者と受注者が協議の上、負担・分担を決定するものとします。
7	実施要項	19	6.リスク負担・分担 No.17「不可抗力リスク」について、受注者の帰責ではないため、基本的に発注者のご負担として認識してよろしいでしょうか。	リスク負担・分担表No.17「不可抗力リスク」については、受注者の責めに帰することができない事由により発生した損害、追加費用等については、基本的に発注者が負担することを想定しています。 ただし、受注者が通常請すべき予防措置や被害軽減措置を怠った場合その他受注者に帰責性が認められる場合は、この限りではなく、受注者において相応の責任を負うことがあります。
8	参加資格要件チェックリスト		共同企業体において代表者から、技術協力業務責任者・技術協力業務主任担当者を選任する場合は、構成員の配置予定技術者の記載、提出は不要でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	理由書		提案価格が工事費参考額を超過した理由を記載する際、仮設計の検証が必要になる可能性がございます。基本設計図等の貸与において、現在想定している仮設計図等の積算根拠を提示いただくことは可能でしょうか。	現在は基本設計時点の計画となっております。仮設計画に関しては実施設計にて詳細を検討することとなります。 仮設計画等の積算根拠につきましては、仮設計画図(参考図)及び参考数量表をご確認ください。
10	①基本協定書(案) ②さいたま市建設工事請負契約基準約款	①4ページ 第6条No12 ②13ページ 第29条2項	基本協定書(案)第6条リスク分担表No12において、通常避けることのできない騒音・振動等による第三者損害について発注者・受注者双方「△」とされています。 一方、「さいたま市建設工事請負契約基準約款」第29条2項では、受注者に善管注意義務違反等がない限り、当該リスクは発注者負担と整理されているものと理解しております。 リスク分担の整合を図る観点から、本項目については発注者側「○」、受注者側空欄としていただけないでしょうか。	リスクの分担は協議とします。なお、協議の前提は「さいたま市建設工事請負契約基準約款」第29条2項によります。
11	さいたま市建設工事請負契約基準約款	18ページ 第40条 19ページ 第41条 第42条	本工事は債務負担行為(令和8年度～令和13年度)が設定されておりますが、各会計年度の予算配分についてはどのようにお考えでしょうか。 さいたま市建設工事請負契約基準約款第40条に基づく支払限度額を設定される予定であれば、現時点で想定されている年度別金額をご教示ください。 また、本工事の支払条件は以下と考えて宜しいでしょうか。(第41条、第42条) ・前払金 当該会計年度支払限度額 × 40% (支払限度額なし、万円単位) ・部分払 第42条第3項記載の計算式 ・精算金 当該会計年度支払限度額 - 受領済額(中間前払金がない場合)	本工事に係る予算は債務負担行為により措置されており、令和8年度から令和13年度までの将来にわたる支出総額について、あらかじめ議決を得ていることから、契約期間全体を通じて当該債務負担行為の限度額の範囲内で支払いを行うものです。このため、年度ごとの支払限度額は設定していません。 技術協力業務の完了後、工事請負契約に係る見積合せを実施する際には、その時点における積算結果に基づき、各年度の支払限度額を設定する予定です。その場合の支払条件については、ご理解のとおりです。ただし、さいたま市建設工事請負契約基準約款の改訂その他の制度改正等により条件が変更となった場合は、この限りではありません。
12	実施要項	3	I.4.(7)支払条件は「検査完了時一括払い」と記載されておりますが、検査とは「さいたま市業務委託契約基準約款」第19条に記載の検査と理解すれば宜しいでしょうか。また、支払時期は同第20条に記載の時期と理解すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

13	実施要項	13	技術提案等書等の提出Ⅴ.1.(2)④参考見積書(様式11)との記載がありますが、公告時に配布された様式集データを確認いたしますと『様式 11 技術協力業務委託費(建築)』となっております。提出書類④ 参考見積書(様式11)は「技術協力業務委託費(建築)」と読み替えることで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	実施要項	14, 17	提案価格について、Ⅹ.基本協定及びパートナーシップ協定の締結 1. ⑥に記載のとおりとします。Ⅴ.技術提案書等の作成 3.(4)の基本設計業務の設計図書を変更する必要がある技術提案は、採否判断が行える根拠情報等の記載までとし、内訳(様式10-1、10-2等)は基本設計業務の設計図書に対する概算工事費について作成することと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 技術提案としては、実施要項p14 2.技術提案等の作成(1)①に記載のとおり、実施設計工期に大きな影響が生じうる構造や大幅な仕様変更を伴う提案は求めておりません。Ⅹ.基本協定及びパートナーシップ協定の締結 1.⑥に記載の技術提案(工期短縮や施工方法の工夫など)以外で実施設計工期に大きな影響がない技術提案を行う場合には、その技術提案の採否判断の要素として参考変更金額を技術提案書内に記載することとし、提案価格(様式10-1)、提案価格総括表(様式10-2)及び提案価格内訳書(任意様式)には含めないものとします。
15	実施要項	(別表)技術提案評価項目、評価事項及び配点	オ)地域経済への配慮 において「市内事業者」とありますが、定義がなされておりません。市内に本店を有する事業者と理解すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	図面 特記仕様書1	A-102	Ⅳ 建築工事仕様(構造関係を除く)(7)に見積要項書との記載がありますが、本入札の配布資料には見当たりません。配布資料には含まれないと理解して宜しいでしょうか。 また、見積要項書によると定められた項目が散見されます。 (例:特記仕様書2(ページA-103)2章 仮設工事 2 監理事務所など) 費用を見込む必要がございましたら、仕様等につきご教示ください。	見積要項書は配布資料に含まれておりません。 貸与資料に記載している仮設計画の詳細な仕様、規模、配置その他の条件については、技術協力業務における協議を踏まえ、実施設計図書として整理します。 なお、監理事務所については、「さいたま市公共建築工事積算基準」に基づき費用を見込んでおります。